

## 平成24年7月から、新築マンションについて、 地域との「連絡調整担当者」をお知らせできるようになりました。

京都市地域コミュニティ活性化推進条例（平成24年4月施行）では、新築マンション等の共同住宅の新築工事等を行う建築主に、地域との「連絡調整担当者」を届け出ることを、平成24年7月から義務付けました。

「連絡調整担当者」の氏名や連絡先は、「地域自治を担う住民組織（学区の自治連合会など）」から申出・請求をしていただければ、お知らせ（開示）します。

入居される皆さんと地域住民の皆さんとのスムーズな交流や新たな地域コミュニティの形成のために、この制度を御活用ください。

～人と人がつながり合い、  
支え合うまちをつくっていくために～



### 「連絡調整担当者」とは？

マンションなど共同住宅の新築の際に、自治会加入の取扱いをどうするかなど、マンション等の入居者と周辺住民の交流について、必要な連絡・調整を行っていただく方です。

届出対象共同住宅の建築主は、新築工事、販売、賃貸、管理の事業者ごとに連絡調整担当者を選任し、京都市に届け出ることになっています。

### 「連絡調整担当者」は、すべての共同住宅について、すぐに開示してもらえる？

連絡調整担当者は、

- ・マンション等の入居者と周辺住民の交流を促進する目的で、
- ・地域自治を担う住民組織（学区の自治連合会など）から申出・請求があった場合にのみ開示します。（\*個人情報であるため、取扱いに一定の制約を設けています。）

また、新築の共同住宅はすべて対象となりますが、規模により、取扱いが異なります。

- ① 特定共同住宅（3階建て以上かつ15戸以上）については、届出があらかじめ義務付けられているため、開示の請求があれば、京都市はすみやかに手続を行います。
- ② ①よりも小規模な共同住宅については、開示の申出をいただいてから、建築主に連絡調整担当者を届け出いただくため、一定の時間を要します。また、開示申出の期限は、新築工事完了から30日以内としていますので、御注意ください。

### 開示の申出・請求は、どのようにするの？

京都市文化市民局地域自治推進室、又は、区役所・支所地域力推進室へ、裏面の書類を提出してください。

開示の準備が整いましたら、「連絡調整担当者届」（写し）をお渡します。

なお、町内会長など、地域自治を担う住民組織（学区の自治連合会など）の代表者以外の方が申出・請求する場合は、代表者による委任が必要となりますので御注意ください。

### 【問合せ先】 京都市文化市民局地域自治推進室（担当：地域コミュニティサポートセンター）

〒604-8571（郵送の場合、住所不要）京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

電話 222-3098 FAX 222-3042 Eメール [chiikizukuri@city.kyoto.jp](mailto:chiikizukuri@city.kyoto.jp)



